

# 総務教育常任委員会資料

(令和3年1月21日)

## 【 件 名 】

- ・「鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）」に係るパブリックコメント等の実施結果について（教育環境課）…………… 2
- ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について（図書館）…………… 10
- ・鳥取県立美術館の基本設計の概要について（美術館整備課）…………… 12
- ・企画展「生誕110年 岡本太郎—パリから東京へ」の開催について（博物館）…………… 13

教 育 委 員 会

「鳥取県学校教育情報化推進計画（仮称）（案）」に係るパブリックコメント等の実施結果について

令和3年1月21日  
教育環境課

鳥取県学校教育情報化推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、推進計画案に対するパブリックコメント等を実施しましたので、その結果を報告します。

記

1 実施状況

区分	パブリックコメント	県政参画電子アンケート
募集期間	令和 2年12月21日(月)から 令和 3年 1月12日(火)まで	令和 2年12月22日(火)から 令和 3年 1月 7日(木)まで
周知方法	県施設(県庁、総合事務所、図書館)及び19市町村に配架、とりネットへの掲載、新聞広報、関係機関への郵送	県政参画電子アンケート会員に対し、インターネットを利用
回答者数	16人	405人

※上記と併せて、市町村教育委員会事務局や学識経験者から意見を聴取

2 意見の状況

(1) 意見総数（パブリックコメント及び県政参画電子アンケート自由記載意見） 266件

(2) 主な意見と対応等

区分	主な意見	対応方針
趣旨、計画期間 (9件)	①計画の期間について、現在令和3年度の予算要求も終えている中、実質2カ年しかこの計画を踏まえた取り組みができない。中期、長期の計画も同時に示すべき。 ②教育振興基本計画の目標・施策との関連性を示すべき。	<b>【盛り込み済】</b> ①本計画は、県の教育振興基本計画の終期と合わせている。なお、小学校～高校まで長期の育成を見据えた計画として <b>【計画に反映】</b> ②関連性について計画に記載する。
方針1 子どもたちの情報活用能力の向上 (78件)	①子どもたちの情報活用能力の向上を県全体の学びの質の向上に繋がるような視点の表記が必要。(2件) ②情報モラル教育について、一層充実させていく必要がある。(23件) ③ICTは必要と思うが、これ以上、人と人との関係が希薄化しないよう教育してほしい。(7件)	<b>【計画に反映】</b> ①表記を検討する。 ②情報モラルに関し、児童・生徒の主体的な取組に繋がる施策を検討する。 <b>【計画に反映しない】</b> ③計画には記載しないが、留意し取組を進める。
方針2 教員の指導力・活用力の向上 (18件)	①情報化推進を行うため、核となる人材の長期的育成が必要。高い専門性とリーダーシップを有した情報担当職員が複数人必要。(2件) ②教える教員の質やレベルの違いに子どもたちの習得術や興味に格差が出ないように配慮することが大切。 (2件) ③教員研修の充実や研鑽が必要 (7件)	<b>【盛り込み済】</b> ①・②・③情報化推進リーダーの養成や教員の指導レベルに差が生じないよう各種の研修を実施することを記載。 中・長期的な視点に立った人材育成を見据えた研修等を進める。
方針3 教育の情報基盤の構築 (81件)	①家庭環境によって教育格差が生じないように配慮してほしい。(端末・通信環境) (10件) ②視力低下や姿勢など、健康面への影響を懸念する。(7件) ③ウイルス感染や個人情報漏洩を懸念する。(6件)	<b>【盛り込み済】</b> ②医師会と連携しながら健康面に配慮した指導の実施を記載。 ③総合的なセキュリティ対策の構築や児童・生徒への指導を記載。 <b>【計画に反映】</b> ①格差解消のための施策を検討する。

区分	主な意見	対応方針
方針4 教育情報化に向けた体制整備 (32件)	①教育現場のみでは限界がある。教員の負担が大きくなるよう、外部人材を積極的に活用すべき。 (14件) ②全校に配置されている司書教諭や学校司書を活用した情報教育が必要 (5件) ③ICTを進める上で、家庭の役割(負担)は増加することから一層の啓発や情報提供が必要。(3件)	【計画に反映】 ①・②専門的な知識・技能を有する人材の効果的な活用による教員の負担軽減と効果的な教育の情報化を推進する旨を盛り込む。 ③家庭への理解のための施策を検討する。
目標・評価指標 (12件)	目標とする指標が曖昧又は適当でない項目がある。(例:子どもたちの情報活用能力の指標は子どもたちに関する指標であるべき、評価の基準が曖昧)	【計画に反映】 教育振興基本計画や「教育に関する大綱」等の数値目標との整合性も図りながら、客観的で効果の検証可能な指標を検討する。
その他 (36件)	概要版の作成など、全体がうまく伝わるよう県民向けにわかりやすい資料を作成した方がよい。	【計画に反映】 計画が教職員、保護者をはじめ広く理解してもらえるよう工夫する。

### 3 県政参画電子アンケートの主な質問項目と回答結果

項目	割合の高い回答	
	内容	割合(%)
推進計画案で掲げている4つの方針についてどう思うか。	よい及びどちらかというよい	88.9
子どもたちがICT機器にふれる場面が多くなるが、気になる点はあるか。	SNS等の利用によるトラブルに対する不安	57.5
学校教育の情報化を進めるにあたり、必要な体制作りについて何が重要か。	ICTに詳しい外部人材によるサポート	49.6

### 4 今後の予定

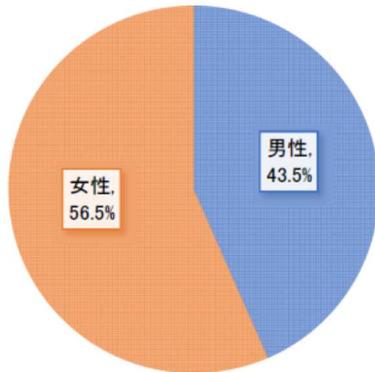
令和3年2月 定例教育委員会にて決定

## 鳥取県学校教育情報化推進計画案に対する県政参画電子アンケート結果(概要)

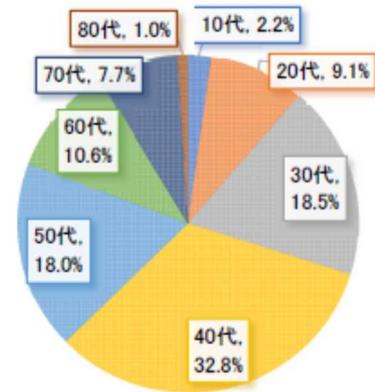
■実施期間:令和2年12月22日(火)~令和3年1月7日(木)

■回答率:64.6% 405/627人

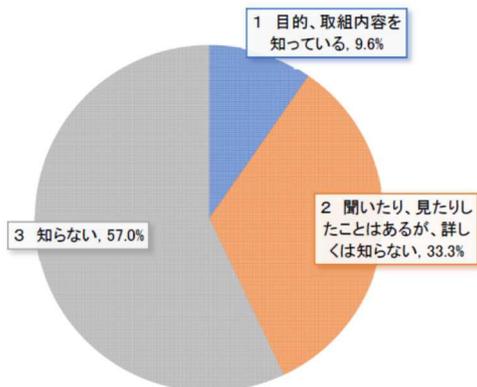
### 回答者の性別の割合



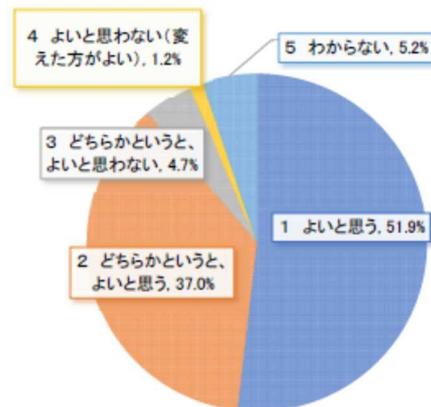
### 回答者の年代



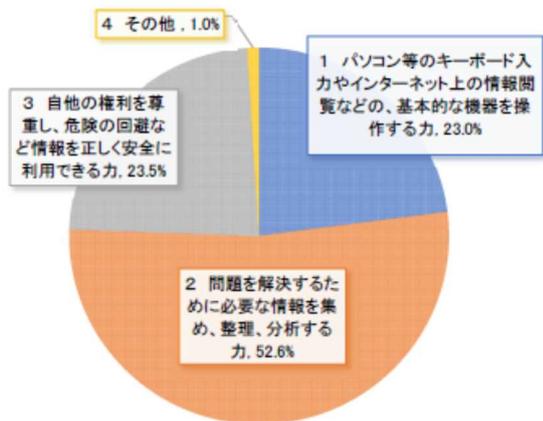
(問1) 学校教育の情報化の取組の一つとして、国が進めている「GIGA(ギガ)スクール構想」について、ご存じですか。(1つだけ選択)



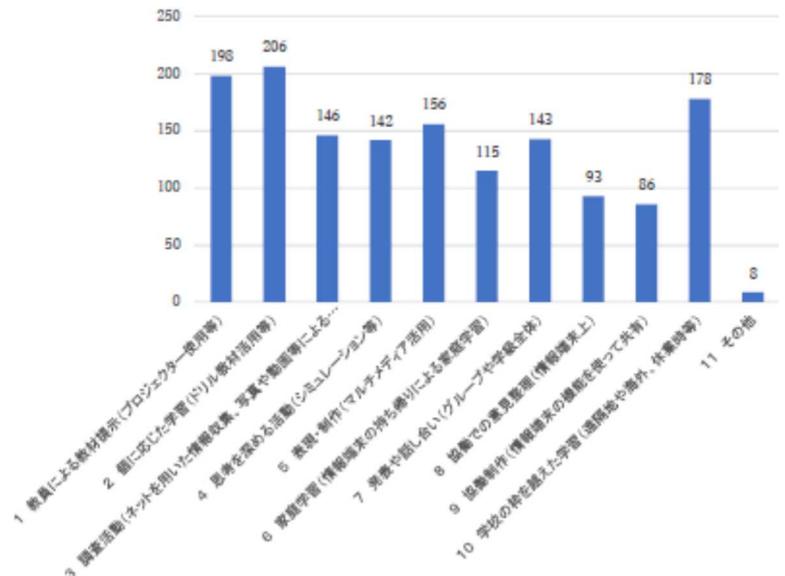
(問2) 学校教育の情報化を進めるため、計画で以下の4つの方針を掲げています。この方針についてどう思われますか。(1つだけ選択)



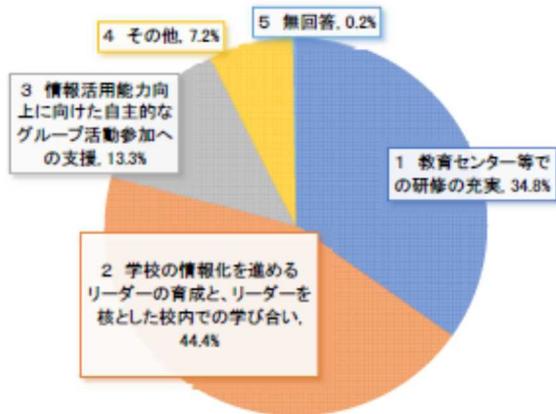
(問3) 「子どもたちに必要な情報活用能力」と言ったときに、どのような力を思い浮かべられますか。(1つだけ選択)



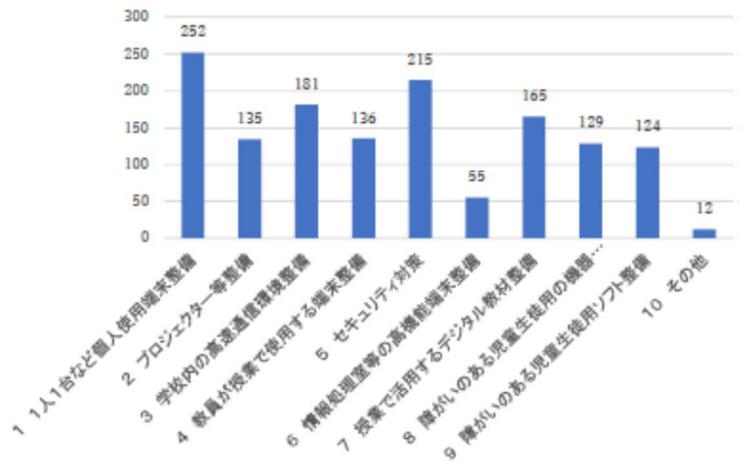
(問4) 教育活動のどのような場面でICT機器を積極的に活用していきべきだと思いますか。(複数選択可)



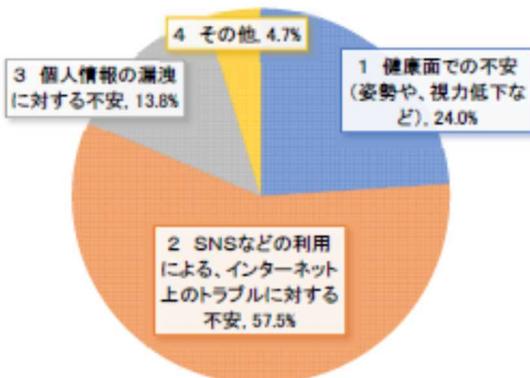
(問5) 子どもたちの情報活用能力向上のために、教員の指導力・活用力を高める取組として、効果的な取組は何だと思いますか。(1つだけ選択)



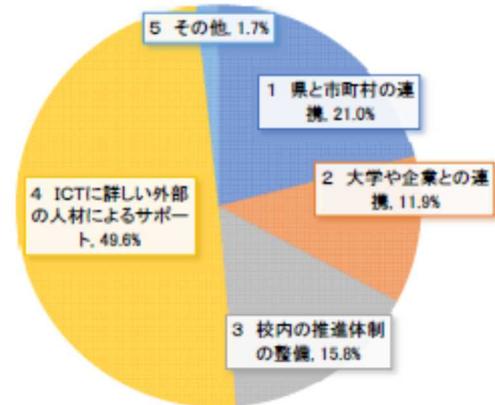
(問6) 教育の現場でICTの活用を効果的に進めるために、学校でどのようなことを優先的に取り組むべきと考えますか。(複数選択可)



(問7) 学校教育で情報化が進めば、子どもたちがICT機器にふれる場面が多くなりますが、気になる点はありませんか。(1つだけ選択)



(問8) 学校教育の情報化を進めるにあたり、必要な体制作りについて、何が重要だと思いますか。(1つだけ選択)



# 鳥取県学校教育情報化推進計画(仮称)案【概要版】

鳥取県教育振興基本計画(未来を拓く教育プラン)における教育の情報化を戦略的に推進していくため、学校教育の情報化の推進に関する法律に基づき鳥取県学校教育情報化推進計画(以下「推進計画」という。)を策定します。

市町村教育委員会及び関係機関と連携し、総合的かつ計画的に取り組み、国の動向や社会の変化を見据えながら適宜見直しを行うこととします。

## 1 計画の期間

令和2年度(2020)から令和5年度(2023)まで ※教育振興基本計画の終期まで

## 2 情報化の推進により目指す人材像

これからの社会を主体的に生き、社会に対応する資質・能力をもった人材の育成

※学校教育の情報化をすすめ、本県教育振興基本計画の基本理念である「自立して心豊かに生きる未来を創造する 鳥取県の人づくり」に繋がります。

## 3 背景・現状と課題

### (1) 策定の背景(国動向等)

#### 【社会的背景の変化】

・AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)等先端技術が高度化し、社会のあり方そのものが劇的に変わる「Society5.0」時代が到来しつつあります。  
・将来の予測が難しい社会においては、情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、主体的に選択し活用していく力が求められ、社会で生きていくために必要な資質・能力を育むためには、学校の生活や学習においても日常的にICT(情報通信技術)を活用できる環境を整備し、活用していくことが不可欠です。  
・また、ICTは、教師の働き方改革や特別な配慮が必要な児童生徒への支援の面においても、鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとなっています。

#### 【教育の情報化の動き】

・新しい学習指導要領においては、情報活用能力を言語能力等と同様に学習の基盤となる資質・能力として位置づけ、その育成を図るため、学校のICT環境を整備し、ICTを活用した学習活動の充実が明記されました。  
・また、令和元年度補正予算において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する「GIGAスクール構想」が打ち出され、令和2年1次補正では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた同構想の加速のための予算が計上され、令和2年度中に義務教育段階の全学年児童生徒1人1台端末環境の整備を図ることとなりました。

### (2) 本県の現状と課題(これまでの取組)

・平成27年3月にICT活用教育推進ビジョンを策定して以降、本ビジョンの内容を踏まえ、教室環境の整備や、ネットワーク環境をはじめとする情報基盤の整備を中心に取組を進めてきました。併せて、ICTを活用したモデル事業の実施や先進事例の紹介、学校現場におけるICT推進体制づくりに資する研修会の実施等、ICT活用教育推進に取り組んできたところです。  
・この結果、文部科学省の調査では、ICT環境整備状況はすべての調査項目で全国平均値を上回っており、他県と比較してもICT環境整備が進んでいると言えますが、教員のICT活用指導力等を示す数値は長年全国平均を下回る状況が続いてきました。

## 4 教育情報化の更なる推進を図るため「4つの方針」と施策

現状と課題を踏まえて、教育情報化の更なる推進を図るため、次に掲げる4つの方針を設定し、これらの方針に沿った具体的な施策を計画的かつ総合的に推進します。

方針1:子どもたちの情報活用能力の向上  
方針2:教員の指導力・活用力の向上  
方針3:教育の情報基盤の構築  
方針4:教育情報化に向けた体制整備

## ※4つの方針と施策例

### 方針1 子どもたちの情報活用能力の向上

・発達段階や各教科等のねらいに応じて、学習活動の中にICTを効果的に活用する場面を取り入れ、授業改善を進めながら子どもたちの情報活用能力(※)の向上を図ります。

#### ※情報活用能力

世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力

=これからの社会で生きていくために必要な力

・あわせて、ICT機器の利便性だけではなく、情報化がもたらす問題点等を十分に理解し、子どもたちが適切に活用するための判断力を身に付けさせるため、学校での利活用を前提とした情報モラル意識の涵養を図ります。

#### (1) 発達段階に応じた情報活用能力の育成

- ・「社会とのつながり」を意識した学習の実施→児童・生徒の学習成果発表会
- ・情報モラルの必要性や情報の取り扱いに対する責任についての理解

#### (2) 効果的なICT活用の推進

- ・学びを止めないための遠隔教育の充実、家庭学習でのICT活用推進
- ・学習効果を高めるためのツールとしての授業でのICT活用推進  
→「とっどりの授業改革10の視点」に立ったICT活用
- ・障がいによる学習・生活上の困難を改善・克服するためのICT活用推進  
→遠隔操作ロボットやAIDリルの活用

#### (3) 新たな価値を生み出す創造力の育成

- ・モデル校を指定し、ふるさとをステージとした探究的学習を実践  
→モデル校への定期的支援、教科横断的な教育、課題解決型学習の実践
- 国際バカロレア認定(国際的な教育プログラム)に向けた取組、学校図書館機能を活用した学習支援

### 方針2 教員の指導力・活用力の向上

・子どもたちの情報活用能力を育成するために、教員研修等で教員のICT指導力・活用力の向上を図ります。

#### (1) 教員研修の充実

- ・管理職の意識改革、情報化推進リーダーの養成
- ・すべての教員の指導力・活用力の向上  
→「とっどりICT活用ハンドブック」(指導者用)の活用

#### (2) 指導・活用方法の共有化

- ・学校訪問型研修の実施、ノウハウの蓄積・共有できる環境構築  
→授業実践例の動画配信、自発的なグループ学習活動支援



### 方針3 教育の情報基盤の構築

・遠隔授業の実施やデジタル教科書・教材の普及、教員のテレワークなど、教育における情報化の進展に合わせた通信環境や、ICT機器の整備を進めていきます。

・あわせて、教育活動が安心安全に行えるよう、総合的なセキュリティ対策を進めます。

#### (1) ICT機器と通信環境の整備

- ・GIGAスクール構想等による義務教育段階のICT機器整備促進
- ・BYOD(自己端末の活用)を含む高等学校における1人1台端末の整備
- ・安定した通信環境の確保→高等教育用の学術情報ネットワーク(SINET)への早期接続

#### (2) デジタルコンテンツ(デジタル化した教材等)の充実やインターネットの活用

- ・連続した教育支援システムの活用と、デジタル教科書・教材の導入促進  
→小学校~高校まで県下共通の学習用ツール(※)の活用  
※Google G Suite for Education(メール、ワープロ、表計算、プレゼン、ビデオ会議などが可能)  
→デジタルコンテンツを情報が集まっているホームページ等で利活用
- ・児童生徒への健康面への配慮と指導

(3) 総合的な情報セキュリティ対策の実施

- ・教育情報セキュリティポリシー（対策・指針）の徹底、児童生徒向けルール策定
- ・個人情報保護のためのネットワークセキュリティの確保

(4) 教職員の働き方改革

- ・学校業務支援システム、児童生徒と共通の学習用ツール活用による校務効率化
- ・ICT 機器の活用によるペーパーレス化→家庭連絡、アンケート調査等デジタル化

**方針4 教育情報化に向けた体制整備**

・県及び市町村教育委員会が連携し、教育情報化を組織的に推進するとともに、全ての学校において、学校CIO（情報化の統括責任者）や情報化推進リーダーによる進捗管理や計画的な研修等を行い、校内の推進・支援体制を構築します。

・また、ICT 支援員の人材確保・育成など、教員の支援体制の充実に務めるとともに、家庭・地域との連携を進めます。

(1) 組織的な教育情報化の推進

- ・市町村教委や大学・民間企業との連携 → 地元大と共同研究、校内推進組織の設置

(2) ICT 支援員の確保等

- ・教員の負担軽減等の観点からの支援員の設置促進と人材確保・育成  
→ 県スーパーバイザーによる市町村支援員への支援、研修の実施等

(3) 学校・家庭・地域による連携

- ・情報モラル面からの家庭や地域との連携・協働 → インターネット利用ルールづくり

**5 計画の達成に向けて**

- ・目標とする指標を設定し、毎年、点検・評価を実施

方針	達成目標	令和2年度	3年度	4年度	5年度	備考 (評価指標)	
		(体制整備)	(活用初期)	(活用充実期)			
1子どもたちの情報活用能力の向上	・児童生徒の情報活用能力を高める	 授業等実践、スキルアップ（基本～日常的活用～応用）					学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果等
2教員の指導力・活用力の向上	・教員のICT活用力・指導力を高める	 ハンドブック・マニュアル作成、研修      研修・リーダー養成					
3教育の情報基盤の構築	・端末（児童生徒1人1台）、各種機器整備	 調達手続き      調達					
	・校内ネットワーク整備	 現地調査      整備手続き      工事等					
4教育情報化に向けた体制整備	・生徒端末用回線の確保	 調整      整備手続き      活用					教育行政の点検・評価等
	・時間外勤務縮減						
4教育情報化に向けた体制整備	・情報化推進計画策定						
	・ICT支援員の確保等	 連携・調整      連携・調整					



## 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について

令和3年1月21日  
県立図書館・障がい福祉課

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が令和元年6月28日に公布・施行され、国において「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が令和2年7月14日に策定されました。

本県においても、国の計画を勘案し、鳥取県における視覚障がい者等（視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備の推進に関する計画を策定することとしました。

本計画は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会を開催して、当事者や関係団体から意見を聴取するとともに、今後パブリックコメントを実施し、令和2年度中の策定を予定しています。

### 1 県計画の概要（案）

＜計画の期間＞ 令和3年度から令和7年度まで

#### ＜基本的な方針＞

- 1 視覚障がい者等が利用しやすい（以下「アクセシブルな」という。）電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
  - ・アクセシブルな電子書籍等（音声読み上げ対応の電子書籍、デジタイズ図書（※1）、オーディオブック、テキストデータ等）について、点字図書館等により製作される電子書籍等の普及を図る。
  - ・視覚障がい者等のニーズを踏まえ、引き続きアクセシブルな書籍（点字図書、拡大図書等）を提供するための取組を推進する。
- 2 アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上
  - ・県立図書館、市町村立図書館、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において各々の果たすべき役割に応じアクセシブルな書籍等を充実し「量的拡充」を図る。
  - ・アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するなどし、製作されたアクセシブルな書籍等の共有を図る。
  - ・音訳の技術向上等、製作従事者への研修等を行い、アクセシブルな書籍等の「質の向上」を図る。
- 3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮
  - ・読書環境整備の推進に当たり、視覚障がい者等の個々のニーズに応じた適切な形態の書籍等を用意する。

※1 デイジー(DAISY)とは、Digital Accessible Information Systemの略で、「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格。

#### ＜施策の方向性＞

- ・視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等（アクセシブルな書籍等の充実、円滑な利用のための支援の充実）
- ・インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
- ・特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
- ・端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術(ICT)の習得支援
- ・製作人材・図書館サービス人材の育成等

#### ＜具体的な指標＞

- ・アクセシブルな書籍等の所蔵数及び貸出数、点訳音訳奉仕員の数 等

### 2 鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会の概要

#### (1) 委員会の概要

県の計画策定の参考とするため、当事者や関係団体等の意見を聴取することを目的として開催。  
(委員構成) 図書館関係団体、障がい当事者団体、特別支援学校、音訳・点訳実施団体、行政機関 等

#### (2) 協議会での主な意見

- 第1回（令和2年12月1日（火）開催）
  - ・アクセシブルな書籍等（点字図書、デジタイズ図書 等）を製作する人材の育成が必要。
  - ・計画が必要な人に伝わるよう、周知を進めて欲しい。
- 第2回（令和3年1月14日（木）開催）
  - ・製作人材の確保をボランティアのみに頼ることなく進めてほしい。
  - ・具体的な周知方法を計画に盛り込んでほしい。

### 3 今後のスケジュール（予定）

- 1月下旬～2月中旬 パブリックコメントを実施
- 3月上旬 第3回協議会
- 3月下旬 計画策定

# 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

## 目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて  
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

## 基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

## 国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

## 基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
  - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
  - ・円滑な利用のための支援の充実
  - ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
  - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
  - ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
  - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
  - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
  - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
  - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
  - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
  - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
  - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
  - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端的技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

## 協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

## 鳥取県立美術館の基本設計等の概要について

令和3年1月21日  
美術館整備局美術館整備課

鳥取県立美術館整備運営事業について、PFI事業者（鳥取県立美術館パートナーズ株式会社）から基本設計に係る設計図書の提出があり、業務要求水準書等に適合するものであることを確認しましたので、その概要及び今後の進め方等について報告します。

### 記

#### 1 基本設計の概要

##### (1) 計画概要

- ① 所在地： 倉吉市駄経寺町2丁目3-12外（倉吉市営ラグビー場）
- ② 敷地面積： 17,975.5㎡
- ③ 建築面積： 5,154㎡
- ④ 延床面積： 9,973㎡
- ⑤ 階数： 地上3階・地下なし
- ⑥ 構造： 基礎 杭基礎 主体構造 RC造、一部 SRC造、S造
- ⑦ 建物平面図： 別添資料1（概要図）、資料2（透視図）のとおり

##### (2) 実施設計段階で継続検討する主な内容

- ① 内外装仕上げ詳細、収蔵庫等設備詳細、サイン計画、外構計画、電力・通信・上下水道等の供給に係る調整
- ② 倉吉市の整備計画等との調整（大御堂廃寺跡・集いの広場）
- ③ 福祉団体との意見交換会における要望事項
- ④ 公開承認施設に関する文化庁協議

#### 2 今後の進め方等

- (1) 当初の予定どおり進捗しており、今後もPFI事業者と一体となり、令和7年春の開館に向けて、着実に事業を推進する。

##### 【今後のスケジュール】

時期	概要
令和3年1月～	実施設計
令和3年3月末	美術館敷地に係る無償譲渡契約の締結
令和4年1月上旬	建設工事着工
～令和6年3月	建物完成引渡し
令和6年度	建物枯らし期間・開館準備（収蔵作品移転等）
令和7年春	開館（令和6年度中）
～令和22年3月	運営期間

- (2) 県内全域の文化団体等を中心に基本設計の概要に関する出前説明会を開催するとともに、ボランティア、友の会等の県民参画の仕組みを構築する過程で「県民・団体との対話会」を開催するなど、PFI事業者と一体となり、開館に向けて全県的な機運醸成を図る取組を積極的に行う。

## 企画展「生誕110年 岡本太郎—パリから東京へ」の開催について

令和3年1月21日  
博 物 館

### 1 概 要

岡本太郎(1911—1996年)は、名実ともに戦後日本における「顔」としてお茶の間にも広く知られた前衛芸術家です。一方で戦後の日本、とりわけ1950年代には、国内でいくつかの展覧会を企画して同時代の欧米の前衛芸術を紹介したことが知られます。岡本がこうした役割を担うに至った背景には、戦前に10年間を過ごしたパリで築いた同地の新進気鋭の芸術家らとの交流が大きく横たわっています。欧米の前衛芸術家達との交友関係は戦後にも続けられ、彼らの作品は岡本を介して日本で初めて紹介される機を得ました。これを契機として国内ではアンフォルメルや抽象表現主義といった同時代の欧米の美術への関心が深まり、1950年代中盤以降の日本の現代美術の進路を定めることになったのです。

会期中に生誕110年を迎えるこの本展では、67点の岡本作品を含め180点を超える同時代の作品を展示し、オーガナイザーとしての岡本の知られざる側面に迫ります。

### <見どころ>

#### (1) 戦前のパリで岡本が親交を深めた前衛芸術家らの作品紹介

前衛芸術家団体「アブストラクシオン・クレアシオン協会」のメンバー、ダリやマン・レイらシュルレアリスト達、そして共に「ネオ・コンクレティスム」を標榜したクルト・セリグマンらが同時代に手掛けた一連の作品をご紹介します。

#### (2) オーガナイザーとしての岡本の仕事に関連して戦後に活躍した国内外の作家を展観

岡本が1950年代に国内で企画した「第3回読売アンデパンダン展」と「世界・今日の美術展」で紹介されたジャン・フォートリエ、カレル・アペルらの作品、またこうした欧米の作品に感化され新しい表現の模索に取り組んだ国内作家による作品を展観します。

2 会 期 等 令和3年2月11日(木・祝)から3月21日(日)まで 34日間(月曜休館)

3 会 場 鳥取県立博物館2階 第1・第2特別展示室

4 主 催 「岡本太郎展」実行委員会(鳥取県立博物館、日本海テレビジョン放送株式会社)、読売新聞社、美術館連絡協議会

5 協 賛 ライオン、大日本印刷、損保ジャパン、モリックスジャパン、吉備総合電設、三和商事、鳥取県情報センター

6 企画協力 川崎市岡本太郎美術館

7 協 力 岡崎市美術博物館、The Seligmann Center of the Orange County Foundation, Inc.、Weinstein Gallery、Yale University、日本通運、その他

8 料 金 800円(団体・前売・大学生・70歳以上の方:600円)  
(高校生以下、学校教育活動での引率者、障がいのある方・要介護者等及びその介護者は無料)

9 関連事業 講演会、関連映画等上映、ギャラリートーク等(別添チラシ参照)